

別紙：パスポート事業の総括分析及び三重県観光の将来予測を踏まえた
平成31年度以降の施策展開に関する提案業務仕様書

1 業務の目的

三重県が、平成31年度以降の観光施策や次期観光振興基本計画を検討する際の基礎資料とするため、平成25年度から3ヵ年実施した「みえ旅パスポート」事業及び平成28年6月30日から実施し、平成30年度末で終了する「みえ食旅パスポート」事業の総括分析を行うとともに、国内における旅行者（インバウンドを含む）の量的・質的变化等、将来的な観光需要をもとに三重県観光の将来予測を調査し、様々な観点で取組方策を整理する。

2 業務名

パスポート事業の総括分析及び三重県観光の将来予測等を踏まえた
平成31年度以降の施策展開に関する提案業務

3 委託期間

契約締結日から平成31年3月22日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) パスポート事業の総括分析

「みえ旅パスポート」及び「みえ食旅パスポート」の達成者データ（※1）及びパスポート事業に関するアンケート調査の結果等に基づき、下記の項目について調査・分析すること。

【項目】

- ・ 県内在住の達成者及び県外在住の達成者の周遊傾向(スタンプ押印施設から推測できる県内エリアごとの周遊パターンなど)
- ・ 県外在住で複数回にわたる達成者の特徴(年代、居住地、旅行形態(日帰り/宿泊)、来訪目的、行動実態等)
- ・ パスポート事業の協力施設(「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」)における本事業の効果
- ・ パスポート事業が目指したこと(※2)への総括評価(県内の観光入込客・宿泊者全体から見た本事業の有効性や、本事業が効果的に働いたターゲット層など)
- ・ 上記のほか、今後の観光施策に活かせると考えられる内容を調査・分析項目として提案するとともに、達成者データの今後の活用方策についても提案すること。

(※1) 達成者データは約14万件。管理するデータ項目は、達成者の氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレスなどの属性のほか、プレゼント応募ステージ、スタンプ押印施設、押印日付等がある。

(※2) 「みえ旅パスポート」は、観光客の周遊性・滞在性の向上を目的に実施。「みえ食旅パスポート」は、観光客の周遊促進に加え、食をテーマとした地域の消費喚起・拡大にウエイトを置いて実施。

【留意事項】

- ・ 達成者データ（電子データ）は、個人が特定できないよう加工した上で委員会が提供する。
- ・ パスポート事業に関するアンケート調査は、「みえ旅案内所」（約100施設）、「みえ旅おもてなし施設」（約700施設）及びパスポート達成者（約300人）を対象に委員会が別途実施しており、アンケート内容及び取りまとめ結果を提供する。

（2）三重県観光の将来予測を踏まえた平成31年度以降の施策展開に関する提案

国内における2019年の「ラグビーワールドカップ2019」、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催のほか、三重県では、外国船籍のクルーズ船寄港の増加や、2019年の熊野古道世界遺産登録15周年、2021年の「三重とこわか国体・三重とこわか大会」など、国内外から多くの方々を観光客として取り込めるチャンスを控えている。

このような状況を踏まえ、民間の調査研究機関等では、インバウンドを含めた国内の観光需要に関する調査等を公表しているところであり、こうした調査結果等をもとに、中長期にわたる三重県観光の将来予測について調査結果をまとめるとともに、下記の項目について、他の自治体や民間企業等での先進事例をもとに、有効な取組方策等を提案すること。

【項目】

- ・ 観光客の消費額アップ（例：パスポート事業における“ロイヤルカスタマー”に有効な打ち手等）
- ・ 県内周遊の促進（例：魅力ある食・体験コンテンツを活用した旅先での滞在時間の延長策等）
- ・ 周遊動向等のデータ収集・分析と活用（例：県内DMO等による戦略策定や、本県が実施するプロモーション事業等で活用できるPDCAサイクル手法の確立等）
- ・ インバウンド需要の取込（例：県内周遊パス等の導入や地域におけるキャッシュレス化対応等）
- ・ 上記のほか、本県の観光施策の展開に必要と考えられる項目があれば提案すること。

【留意事項】

- ・ 三重県観光の将来予測で明らかにしようとする調査項目を提案すること。併せて、本調査に活用しようとするビッグデータや報告書等（想定）を明示すること。
- ・ 三重県が調査・取りまとめを行っている「観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書」のデータが必要な場合は、本県から提供する。
- ・ 取組方策等の提案にあたっては、上記（1）の分析結果のほか、平成30年度に三重県や委員会が実施している「三重県来訪外国人観光客動向調査」や「人流データ取得によるマーケティング事業」などの実施経過等も参考とするなど、複合的な分析を行うこと。

5 納品物

- ア 上記（１）の全部及び（２）の一部（三重県観光の将来予測調査結果のみ）について、その分析・調査結果を記載した報告書（原則としてA４版・両面印刷） １部
- イ 上記（２）の一部（平成３１年度以降の有効な取組方策等に関する提案）について、その提案結果を記載した報告書（原則としてA４版・両面印刷） １部
- ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 １部

6 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局
（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）

7 納入期限

上記５のア：平成３０年１０月２２日（月）
上記５のイ：平成３１年 ３月２２日（金）

8 委託料の支払い

委託料は、全ての委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

9 受託上の留意点

- ア 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委員会と協議して実施するものとする。
- イ 委託期間において、委員会と必要に応じ月１回程度の打ち合わせを実施する。
- ウ 委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- エ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委員会に報告し、委員会の指示に従うこと。
- オ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに委員会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委員会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- カ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年

度の終了後5年間の保存が必要である。

- キ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、委員会に帰属する。
- ク 委員会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- ケ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。